

# 令和元年度 沖縄県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者 登録案内

## 1. 登録申請手続き

合格証を受け、市町村において責任技術者として登録をしようとする者は、受験申請書を提出した市町村の下水道担当課の窓口下水道排水設備工事責任技術者登録申請書（第4号様式）および下記の添付書類を添えて、登録の申請を行ってください。

但し、登録申請期間中に、本県内の離島に移動している者については、その離島の沖縄県下水道協会会員下水道担当課で受付ができるものとする。

## 2. 登録申込期間

令和元年12月9日（月）～令和元年12月20日（金）

※各市町村開庁日（月曜日～金曜日8時30分から17時15分まで）土日・祝日を除く

（注意）この登録期間に、手続きを終えない場合は、登録の資格を失うこととなります。

## 3. 手数料

登録手数料 4,000円

払込期限 令和元年12月20日（金）迄 期限厳守

※一旦振込んだ手数料は、返還いたしませんのでご注意ください。

## 4. 登録申請添付書類

- ① 住民票抄本（提出日前3ヶ月以内に発行したもの）
- ② 写真2枚（縦3.0cm×横2.4cm、提出日前3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽のカラーで、写真の背景（影を含む。）がないもの）  
※背景については、無地（均一な）の淡い色とし、顔及び髪とのコントラストをはっきりさせること。また、被写体や背景に影が作られていないこと。
- ③ 登録手数料払込金受領証又はその写し
- ④ 合格証の写し
- ⑤ 指定工事店証の写し（勤務先が指定工事店の場合のみ）
- ⑥ 責任技術者証送付用封筒 定形（長形3）の封筒（登録者の氏名、送付先住所を記入し、郵便基本料金84円切手及び簡易書留の加算料金320円切手 合計404円の切手を貼ること。）
- ⑦ 勤務先を証する書類  
【法人の場合】
  - (1) 健康保険証の写し
  - (2) 勤務証明書及び定款等の写し【個人の場合】※下記の書類が提出できない場合は、自営業申立書  
代表者の場合
  - (1) 開業届、税申告書等の写し（事業所名が見えるもの）

専従者の場合

(1) 勤務証明書及び開業届、税申告書（事業所名が見えるもの）、青色事業専従者給与に関する届出書等の写し

## 5. 登録有効期間

登録の有効期限は、5年とする。令和元年度に受験しかつ合格した者は、5年後の9月30日を有効期限とする。（令和6年9月30日）

## 6. 責任技術者証

責任技術者証は、令和2年1月下旬頃に、⑥送付用封筒にて発送を予定しています。

### ※ご注意（必ずお読みください）

- ①提出の際、印鑑（認印可★シャチハタ不可）をお忘れなくお持ち下さい。
- ②受付期間を過ぎると、受付ができません。また、払込受領証が期間内であっても、受付できませんのでご注意ください。
- ③申込は、郵送不可です。申請者本人の印鑑を必ず持って、窓口へ各申請手続きを行ってください。
- ④添付する写真は提出日前3ヶ月以内に撮影した上半身脱帽のカラー写真、背景については、無地（均一な）の淡い色とし、顔及び髪とのコントラストをはっきりさせること。また、被写体や背景に影が作られていないこと。
- ⑤合格証を得た者で、期間内に登録申請手続きを行わない場合は、合格は無効となり登録の資格を失い、再度次回以降の試験を受けることとなります。
- ⑥下水道排水設備工事責任技術者証を発行後、氏名・住所・勤務先等の記載に変更が生じた場合は「責任技術者届出事項変更届」に変更の事実を証明する書類及び責任技術者証を添えて、すみやかに各市町村の下水道担当課へ届けて下さい。
- ⑦下水道排水設備工事責任技術者証を発行後、紛失した場合は「下水道排水設備工事責任技術者証再交付申請書」の書類を、すみやかに各市町村の下水道担当課へ申請してください。